

保育所(園)の入所申し込みについて

はじめにお読み下さい



1. 事情により、お子さんを家庭で保育できない場合に保育所(園)へ入所させることができます。
※別紙の「保育所へ入所できる基準」を参照
2. 希望する保育所(園)が応募多数の場合、保育に欠ける基準の高い方が優先されます。また、抽選により決定する場合等があります。
3. 保育料の決定
お子さんと同一世帯の父母及び「生計の主宰者」である扶養義務者の課税(前年分所得税・前年度分市民税)額の合計により、決まります。

👉 サラリーマンの方

前年分源泉徴収票(見本1)を提出して下さい。(1月末までに会社等から渡されます)

その後、確定申告をされた方は、申告後確定申告書の控え(見本3)を再提出して下さい。※コピー可

👉 その他の方

税務署及び市役所で確定申告等(見本2~3)を行いましたら申告書の控えを提出してください。※コピー可

◎提出先：子育て推進課



市民税等が確定(7月頃)した段階で入所日に遡って保育料を変更する場合があります。

4. 申込書に必要な書類(就労証明書や母子手帳の写等)が、添付されていない場合は、申込書の受付ができませんので、お気をつけ下さい。

※父親の状況欄のその他に該当する場合は、診断書、民生児童委員の証明等を必要とします。

※1月2日以降に新宮市へ転入の方

前住所地で発行する前年分及び前々年度分の市町村民税の課税証明書の提出等が必要となりますので、ご相談下さい。

